

企業論による非営利組織研究の課題

橋 本 理

- 1 はじめに
- 2 非営利組織と「共」の視点
 - 2.1 「共」の視点とは何か
 - 2.2 「共」の視点の問題
- 3 非営利組織の企業論的考察の方向性
 - 3.1 企業論的考察の意図
 - 3.2 企業活動を規定する二側面 一営利の仕組みと社会環境—
- 4 おわりに

1 はじめに

本稿は、非営利組織（Non-Profit Organization: NPO）を企業論的に考察する方法の明示をめざしている。その概要は以下のとおりである。

まず、既存の非営利組織理論の検討を行う。本稿では、特に非営利組織を「共」の視点から説明しようとする理論に着目する。そして、その理論の問題点を示したうえで、非営利組織を企業論的に考察する必要性を明らかにする。続いて、従来の企業論の流れをふまえて、非営利組織を企業論的に考察することの意味を明らかにする。本稿における企業論的考察とは、制度としての企業のあり方に着目して論ずることを意味している。そして、この手法においては、様々な形態の企業制度を比較することが重要な意味を持つ。したがって、本稿では、現代社会における代表的な企業形態である株式会社制度のあり方を意識しながら、非営利組織を論じていくことになる。

ところで、非営利組織を企業論的に考察するうえでは、非営利組織が内包する限界性・脆弱性にも触れることになる。非営利組織の重要性が議論されはじめてから日の浅いわが国においては、非営利組織の限界性・脆弱性を論じたものが少なく、非営利組織への期待を込めた議論に終始するのが一般的趨勢である。しかし、非営利組織の持つメリットを活かすためには、その限界性・脆弱性を認識しておくことが必要である。いかなる制度にもメリットとデメリットがあるのは当然のことであり、その両面を把握することによってこそメリットを十分に発揮す

ることが可能になるのである。

2 非営利組織と「共」の視点

2.1 「共」の視点とは何か

「共」の視点から非営利組織の存在を説明しようとする議論は、二つの次元に大別することができる。その次元の一つは、人々が必要としている財・サービスの供給主体という観点から、「共」的セクターに着目するものである。もう一つの次元は、第一の次元よりも抽象的な面に目を向けるものであり、とりわけ現代の資本主義社会の動向に着目するものである。すなわち、資本主義経済によって「共」の領域が狭められているとして、その領域を取り戻す必要があるとするものである。つまり、「共」の視点に着目する議論は、供給主体の多様化状況に基づいて「公」「私」「共」のセクターに三分類する必要性を示し（具体的次元）、その背景として現代資本主義社会の動向を分析する（抽象的次元）というのが一般的な考え方なのである。

それでは、まず具体的次元の観点から「共」の視点に着目する議論をみていくことにしよう。ここでの議論は、財・サービスの供給主体を「公」「私」「共」に三分類するという特徴があるが、これと似た手法は、非営利組織の存在根拠を説明する既存の理論にも見出すことができる。例えば、米国の非営利組織理論の先駆ともいえるワイズプロード（Weisbrod, B. A.）は制度選択の観点から供給主体を私企業・政府・非営利組織という制度形態に分類し、「市場の失敗」と「政府の失敗」が生じる場合に非営利組織の存在価値があるとする¹⁾。つまり、従来の代表的な供給主体である私企業や政府に代わる供給主体として非営利組織が説明されるのである。だが、ワイズプロードに代表される米国の論者は、一般に非営利組織を「共」の視点から理解しようとはしない。非営利組織は、情報の非対称性などによって生じるコストを節約できる場合に存在するとされる。すなわち、非営利組織の存在は、コストの観点によって説明がなされているのであり、「共」の視点は意識されていない。

このように、米国では、非営利組織を論ずるうえで「共」の視点に着目しないのが一般的であるが²⁾、日本では、協同組合を非営利組織と位置づけることによって、「共」の視点から非営利組織を論ずる議論を見出せる³⁾。例えば、生活クラブ生協の分析を行っている佐藤慶幸は、「今日、第三の経済活動の領域として、市民非営利事業体が、人々の働く場とし、『私』的、『公』的セクターに対して『共』的セクターとして注目されるようになってきた。協同組合セクターが『共』的セクターを形成するのである」（佐藤[10]78頁）と述べている。また、古沢広祐は、協同組合の産直運動を論じるうえで、「共」的セクターの可能性に触れている（古沢[19]）。このように協同組合を分析の射程に入れた場合には、「共」の視点を意識した議論がなされることになるのである。

また、「共」的セクターと似た概念として、社会セクターという言葉が使用されることもある。例えば、ドラッカー（Drucker, P. F.）は非営利組織が担うセクターを社会セクター

(Social Sector) と位置づけている⁴⁾。但し、米国の非営利組織の研究動向を反映して、ドランカーの社会セクター概念には協同組合が含まれていないといえる。しかし、日本では、このような概念を応用して、協同組合や共済組織などをも含んで社会セクターとして位置づける議論がなされている⁵⁾。この社会セクターを担う組織についても、従来の私企業や政府では供給できなかった財やサービスを供給することが重要な役割として期待されているといえるのである。

では、このような従来とは異なる財・サービスの供給主体が出現している状況を抽象的次元からみた場合どのように説明されるのであろうか。佐藤は、今日、非営利組織が注目されている理由を「物を効率的に生産し、資本の増殖を自己目的とする資本主義のエンドレスの経済成長が、人間を資本増殖のための手段と化し、人と人との、人と自然との豊かな関係を解体し、公害・環境問題を生み出すことによって、人類を存亡の危機に直面させているからである」(佐藤[10]81頁)と述べている。このような観点は、共生社会や生活世界の必要性を論じる議論に結びつく。佐藤は、ハーバーマス (Habermas, J.) に依拠しつつ、現代社会を特徴づけている論理を「産業の論理」と位置づけており、それに代わる論理として、「生活者の論理」や「共生の論理」をあげている(佐藤[9]9-10頁)。そしてこのような見方から、佐藤は生活クラブ生協の運動について次のように述べるのである。「市場経済システム（私的セクター）と行政システム（公的セクター）の肥大化による人びとの自律的な協同関係の解体と、それにともなうさまざまな社会的諸問題に直面して、市民の自律的な協同関係としての生活世界を形成し、その世界の中に市場と公権力の位相を『埋め込む』ことによって、主体としての人間を取り戻そうとする運動であると理解できる。ここでいう生活世界が、『共的セクター』（市民的公共空間）である」(佐藤[9]28頁)。このように、「共」が担うセクターは、抽象的次元の観点によると、現代の資本主義社会において、佐藤の言葉でいう「産業の論理」に代わるものとして位置づけられることになるのである。

また、古沢によると「共」的セクターは次のように説明される。古沢は、「共」的セクターを論ずるうえでのテーマは、社会・経済システムの組み替えともいるべき問題であるとした上で、「現時点で見るかぎり、最近までは社会主义に対する資本主義の勝利あるいは計画経済の破綻と市場経済の優位といったレベルで語られることが多かった。しかし、ここではまったく別の枠組みすなわち3つの社会経済システムの動態変化としてとらえ、協同セクターないし『共』的なセクターがもつ可能性として論じていこう」と述べている。そして、三つの社会経済セクターの特徴は、「市場メカニズム（自由・競争）を基にした『私』的セクター、計画メカニズム（集権・管理）を基にした『公』的セクター、協議メカニズム（分権・参加）を基にした『共』的セクターとして、まとめることができる」(古沢[20]51頁)とするのである。

以上のように、「共」を抽象的次元の観点からみた場合、現代社会の構造自体の問題との関わりを述べる議論を見出すことができる。つまり、抽象的次元の観点によると、現代の資本主義自体に「共」の視点を必要とする特徴が内在しているとされるのである⁶⁾。そして、このよ

うな抽象的次元を具体化する際の方法の一つとして位置づけられているのが、非営利組織なのである。すなわち、財・サービスの供給主体という次元において、「共」を担うものの一つとして非営利組織が位置づけられているのである。しかし、果たして非営利組織が「共」の視点を具体化できるのかどうかということが、重要な問題として残されている。また、「共」の視点を用いて非営利組織を説明しようとする自体が妥当であるかどうかという問題もある。このことは、財やサービスの供給主体を「公」「私」「共」に三分類することの是非にも関わってくる。そこで、次に「共」の視点を用いて議論することの問題についてみていくことにする。

2.2 「共」の視点の問題

「共」の視点を用いて非営利組織の存在を説明することの問題とは、どのようなものであろうか。第一の問題点は、そもそも「共」の視点とは何かということに関わってくる。なぜ、今日「共」の視点が必要とされているかは、先述のように資本主義のもとで次第に「共」の領域が失われてきたことから説明される。このことは、「共」の視点を用いる議論では、資本主義経済が普及する以前から存在し、次第に失われていった共同体の存在が意識されていることを意味している。そして、歴史的に存在した共同体の延長線上に、現代の非営利組織やそれに類する諸組織が位置づけられるとされるのである。古沢は、「共」的セクターのことを「歴史的には、例えば村落共同体がもつ入会地ないし共有地（財産）の維持・管理や、道普請、水路の掃除そして結いと呼ばれる労働力の助け合い等が思い浮かぶ」と説明している。そして、「それは都市的生活様式の中にも形を変えて存在している」と述べ、その例として市民団体のボランティア的活動や社会的運動、生協や農協などの活動などをあげている（古沢[20]51頁）。また、佐藤や古沢によっても紹介されている多辺田政弘の理論においては、コモンズという言葉で「共」的セクターが説明される。多辺田はコモンズという言葉を次のように説明している。「英語のコモンズ（commons）という言葉には、『共有地』『入会権』『共同の食事』といった意味が込められている。ここでは、それらの意味を含めながらも、より広い意味で使おうと思っている。すなわち、商品化という形で私的所有や私的管理に分割されない、また同時に、国や都道府県といった広域行政の公的管理に包括されない、地域住民の『共』的管理（自治）による地域空間とその利用関係（社会関係）を、コモンズとよぶことにしたい」（多辺田[13] i 頁）。

しかし、果たして今日の非営利組織は、伝統的な共同体の延長線上にあると位置づけられるのであろうか。また、現代の非営利組織などの諸組織が、伝統的な共同体を超えた新たな「共」の領域を生み出しているとするのであれば、その領域はどのような特質を備えているのであろうか⁷⁾。現代社会で必要とされる領域を「共」と位置づけるにしても、その「共」の領域とは何かが明確にされなければならない。だが、「共」の原理は、多義的な意味を包含した曖昧な概念として扱われるを得ないという特徴を有している⁸⁾。したがって、現代社会で必要とされていることが何かを明らかにするためには、現実の非営利組織の活動および他の諸組織

における活動の内容がどのようなものであるかを具体的に示していくほうが有効であろう。

また、現代社会で必要とされている活動は、必ずしも「共」という言葉で特徴づけられるもののみに限られるとはいえないのではなかろうか。非営利組織の活動は「共」という言葉が指す領域以外の様々な要件が絡み合って具現化しているのであり、「共」という言葉で特徴づけなければならない必然性はないといえよう。もちろん、「共」という言葉をより広い概念として把握することもできるであろうが、それは「公共」という概念として把握しなおすことができるであろう。但し、「公共」という概念自体が狭く把握されすぎていることに注意する必要がある。すなわち、政府のみが公共性を担う主体として理解されることがあるのである。だが、公共性は、より広く理解される必要がある。例えば、岡本好宏は次のように述べている。「公共性は、その直接の担い手が誰であるかとか、その直接の動機が何であるかではなく、その共同社会全体の共同の利益に資するか否かによって判断されるべきである。政府のみが公共性を担うのではない。公共事務は、さまざまな担い手によって遂行される。もし、政府のみが公共性を担うのであれば、それ以外の社会的主体はすべて『私』の領域に押し込められる」⁹⁾。

このように公共性を理解すれば、必ずしも「共」という言葉に固執する必要はないであろう¹⁰⁾。だが、ここで注意しなければならないのは、「共」の概念と同じく、公共性という用語自体が必ずしも明確な概念ではないということである。すなわち、公共性の内容をどのように決定するかということ自体が論争の的となるのである。公共性とは何かを論じることが本稿の目的ではないので、この問題の詳細には立ち入らないが、非営利組織がそもそも何を目的としているかを原理的に明示しようとすること自体が困難なことは明らかであろう。つまり、非営利組織が何を目的としているのかは、さしあたり現実の非営利組織の活動から見出していくしかないのである。「共」や公共性の内容自体を明確化していくことが重要であるのは当然のことである。だが、その内容を原理的に明示したりその重要性を主張するよりは、現実の活動内容を分析し帰納的にその特質を明らかにするほうがさしあたり有効な手法であるといえよう。

このように、公共性は、その概念自体が必ずしも明確ではないという特徴を持ちながら、その必要性が主張されるという側面があるのである。ここでは、「公」「私」「共」の三分類が抱える問題を念頭において、とりあえず非営利組織理論との関わりのある範囲で、公共性について必要最小限触れておくことにする。公共性に関して強調されるべきことは、公共性自体が必ずしも市場メカニズムと排他的な関係にあるわけではないということである。このことは、公共性を特徴づける重要な要素の一つを情報公開性や情報の透明性と位置づけることによって裏付けられる。一般に、市場メカニズムは株式会社に代表される営利企業の原理、すなわち「私」的セクターの経済メカニズムであり、公共性を体現しているといえる政府や非営利組織は市場メカニズム以外の論理である計画メカニズムや協議メカニズム、すなわち「公」的セクターおよび「共」的セクターの経済メカニズムに基づくとされる¹¹⁾。しかし、現実には、例えば独占行為に代表されるように、営利企業の活動によって市場メカニズムが損なわれることもあり、

情報の問題を回避する政府や非営利組織がその損なわれた市場メカニズムを再び機能させる働きをすることもあるのである¹²⁾。この点は、情報の非対称性から非営利組織の存在を説明する米国の理論の意義にも通ずるといえる。例えば、営利企業においては、生産者と消費者に情報の非対称性がある場合、機会主義的な行動がとられて財やサービスの提供が適切に行われないという契約の失敗が生じる可能性があるが、非営利組織ではこの失敗を回避する可能性が高いとされる¹³⁾。このことは、非営利組織が情報問題を解決することによって、損なわれた市場メカニズムを再び機能させている例とみなすことができるのである。すなわち、この場合、非営利組織が市場メカニズムを利用しているのである。したがって、公共性の一側面には、市場メカニズムを機能させる側面があり、「公」「私」「共」と三分類することの意義は、財・サービスの供給主体の多様化を示しているという点に限定されるべきなのである。

以上のことを見ると、先に取り上げた米国の理論は非営利組織を情報の観点から把握している点で優れている。しかし、その理論の問題は、非営利組織の存在をコストの観点に帰着させてしまうことがある。つまり、非営利組織の重要な特色ともいえるイデオロギー性や宗教性などの側面を捨象してしまう問題があるのである¹⁴⁾。つまり、非営利組織には、その活動を支える人々の様々な気持ちがこめられており、非営利組織を分析する際にはこの側面を捨象することはできない。この気持ちの側面は、ドラッカーの言葉を借りれば、使命（mission）ということができよう¹⁵⁾。つまり、これまで述べてきたように、非営利組織は、内容は不明確ながらも「共」の視点や公共性などの側面があり、さらには人々の気持ち、使命といった側面に支えられており、コストの観点や経済合理性だけでは説明されないのである。「共」の視点、公共性、イデオロギー性や宗教性、使命、さらには非合理的な側面などを内包した存在として、非営利組織は理解されなければならない。

だが、以上のような様々な非営利組織の特徴は、「共」の視点を例に説明してきたように、その内容を明確化することが困難なものが多い。したがって、その内容を明確化しないまま、ことさらその重要性を強調してもあまり意味はなく、逆に非営利組織に内在する自発性を損ない、独善的な主張に墮する危険性さえあるといえる。非営利組織を分析する際に必要とされることは、何をどのような枠組みで明らかにするかを明示したうえで議論を進めることであろう。この点は、非営利組織の企業論的考察という観点からあらためて次節で取り組むこととする。

さて、「共」の視点を用いて非営利組織を論じることの第二の問題点としては、果たして非営利組織によって「共」や公共性を具体化できるかどうかということがあげられる。いいかえれば、この問題は、先に2.1で触れた抽象的次元と具体的次元を非営利組織が結びつけられるかどうかということである。仮に「共」や公共性とは何かということが明示されたとしても、それを非営利組織が具体化できるのかどうかという問題は重要である。そこで、次節では、この問題も扱っていくことにする。

3 非営利組織の企業論的考察の方向性

3.1 企業論的考察の意図

前節で述べてきたように、非営利組織は、その固有の存在根拠自体が、非常に雑多で明確化しにくい領域に依拠している。すなわち、「共」の視点や公共性、さらには人々の気持ち、使命など、容易に説明がつきにくい概念に、その存在根拠を説明する鍵が隠されているのである。そのような非営利組織を分析する際の一つの枠組みとして、非営利組織の企業論的考察は位置づけられる。ここでは、まず非営利組織を企業論的に考察する意図について述べることにする。

非営利組織を企業論的に考察する意図は、非営利組織という用語および概念に関する問題を扱うことから明らかになる。とりわけ非営利組織の「非営利」とは何かということが最も重要な問題である。米国の論者は、一般に非営利組織の「非営利」概念を利益非分配（non-profit-distributing）から説明する¹⁶⁾。また、非営利組織は、営利を目的としない組織であるという説明がなされることも多い¹⁷⁾。この営利を目的としない組織であるという説明は協同組合の説明としても用いられる¹⁸⁾。だが、このような説明に対しては、次のような疑問が生じる。

- ①何を根拠に、非営利組織は営利を目的としていない組織であるといいうるのであろうか。
- ②利益非分配である組織は、すべて営利を目的としない組織ということになるのであろうか。
- ③営利を目的としないならば、非営利組織は一体何を目的に活動しているのであろうか。

これらの疑問に答えるために、非営利組織を企業論的に考察することが有効である。上記の三つの問題のうち、③の問題は、前節でも述べたように、ひとまず現実の非営利組織の活動内容を実証的に分析していくのが先決であろう。②の問題は、①の問題とともに扱うことが可能になる。したがって、ここでは①の問題を扱うことの意義を述べることにしよう。

①の問題は、非営利組織の企業目的についての問題ということになる。企業目的および企業の営利原則の分析は、従来の企業論における重要な課題であった。とりわけ、株式会社の企業目的については、資本主義の発展に伴って変化が生じているとされてきた¹⁹⁾。この企業目的に関する問題を解明するうえで、非営利組織や協同組合などの他の企業形態との比較を行うことが有効になる。逆に、不明確な非営利組織の「非営利」という言葉も、株式会社との対比において明確化することができる。ここに、非営利組織を企業論的に考察することの意義を見出せるであろう。但し、株式会社と非営利組織および協同組合との企業形態比較においては、制度としての企業という視点が重要であることは強調しておきたい。これらの企業形態の違いは、制度面の違いに基づくからである。

企業制度という視点の重要性は、今日の代表的な企業形態である株式会社制度自体が問題を抱えていることとも関連する。例えば、奥村宏は、株式会社において不祥事が頻発している状況をふまえて、株式会社制度そのものの矛盾について言及し、株式会社以外の企業形態である協同組合や非営利組織に目を向けている²⁰⁾。すなわち、非営利組織および協同組合を論じるうえでは、今日の代表的な企業形態である株式会社制度のあり方を問うという視点が必要とされ

るのである²¹⁾。

ところで、非営利組織は企業として位置づけられるのであろうか。非営利組織を企業論的に考察する際には、この点を明らかにしておく必要がある。非営利組織を企業とみなせるかどうかは、協同組合が企業として位置づけられるかどうかという問題とも関わる。既存の企業形態論における協同組合への言及から、この問題に接近することにしよう。まず、協同組合を企業とみなさない主張からみていく。例えば、国弘員人は、協同組合を非営利組織とみなしていない。国弘は企業を「増殖を目的として運用される資本体」として位置づけている。そして、協同組合は投下された資本を増殖することを目的とするものではないことから、企業とみなさないのである（国弘[5]6-8頁）。また、小松章も協同組合を企業とみなしていない。小松によると、企業は私的出資と賃金労働の結合関係にもとづく「営利」事業組織であり、協同組合は、私的資金を擁しながらも事業の運営に民主主義の原理を導入することによって、経営における非営利的性格の貫徹をはかっているため、企業ではなく非営利事業組織と位置づけられるのである（小松[7]3-4頁）。

他方、大島国雄によると、協同組合は企業とみなされる。大島は、企業を「継続的商品生産の組織体」と規定することにより、協同組合を企業と位置づけている。すなわち、協同組合は「継続的商品生産の組織体として企業であるとともに、協同的に所有された企業である」とされるのである（大島[1]131頁）。

以上の言及によれば、協同組合を企業とみなすことができるかどうかは、企業をどのように規定するかに関わるといえる。協同組合を企業とみなさない理論では、企業を資本の増殖や営利を目的とする事業体と規定することがポイントとなっているのである。ここで、協同組合を企業とみなさない見解に対して疑問が生じる。それは、何を根拠に営利目的であるかどうかを判断するかということである。企業とされる事業体が営利を目的としていることの根拠、ならびに協同組合が営利を目的としないということの根拠が明確でないのである。もちろん、小松のいうように、協同組合には民主主義の原理が導入されているかもしれないが、そのことが営利目的でない根拠となるのであろうか。逆に、営利目的であるとされる株式会社においても、共同決定や従業員持株制などによって民主的な管理の仕組みが組み込まれる場合がある。この場合における株式会社は企業とみなされるのであろうか、それともみなされないのであろうか。つまり、企業を営利を目的とする事業体と規定したとしても、営利を目的とするか営利を目的としないかを判断する基準が不明確であるという問題が生じるのである。

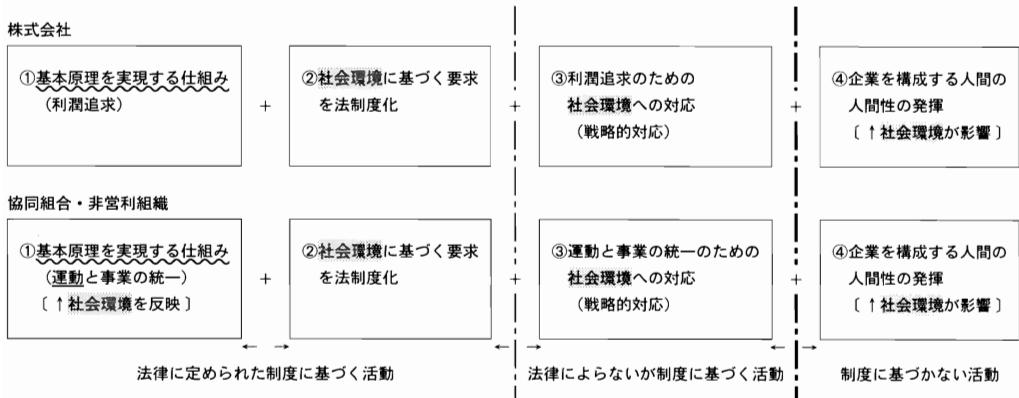
この問題は、先述した非営利組織の「非営利」の規定に関する問題に通ずる。非営利組織が営利を目的としない組織であるという場合にも、何を根拠に営利を目的としない組織であるといえるのかが不明確であった。この点は、協同組合も同様のことがいえる。非営利組織も協同組合も、ともに継続的な事業体としての性格をもつ。そして、継続的な事業体である以上、営利活動をせざるを得ないのは当然のことである。そして、その営利活動が目的であるか手段で

あるかを明確にすることができないのであれば、営利を目的とするかしないかを区別することは意味がないであろう。非営利組織や協同組合をアприオリに営利を目的としない組織とみなすのでは意味がない。営利を目的としない根拠を明示する必要があるだろう。非営利組織および協同組合は、継続的な事業体として利益をあげざるを得ないが、その利益をあげる仕組みが株式会社とは異なっていると理解すべきである。以上のことを見れば、大島が規定したように企業を「継続的商品生産の組織体」と理解したうえで、協同組合および非営利組織を企業形態の一類とみなすほうが妥当であろう。そして、それら様々な企業形態との比較のうえで、今日の代表的な企業形態である株式会社のあり方を模索することが重要となるのである。

3.2 企業活動を規定する二側面 一営利の仕組み²²⁾と社会環境一

営利の仕組みと社会環境は非営利組織を企業論的に考察する枠組みを示すうえで重要である。ここでは、まず営利の仕組みについて述べていくことにしよう。これまで述べてきたように、従来の理論では、株式会社は営利を目的としており、非営利組織や協同組合は営利を目的としていないとアприオリに規定されることが多かった。それぞれの企業形態における企業目的がどのようなものであるか、さらにその根拠は何かということについて、明確な説明がなされていなかった。だが、企業の目的とは何かということはアприオリに規定されるものではなく、企業目的はその企業自体がどのような営利の仕組みのもとに活動しているかによって規定されるのである。つまり、各企業形態における営利の仕組みがどのようなものであるかを明らかにすることによってこそ、各企業形態の企業目的に接近できるのである。但し、以上のこと考慮すれば、企業目的という言葉を使用すること自体がふさわしくないことといえよう。なぜなら、企業の活動は、営利の仕組みに規定されるのであり、企業自体が自律的にある活動を志向するわけではないからである。企業の制度としての仕組みからは自律的に何らかの活動が志向されることではなく、志向するという意味合いを持つ「目的」という言葉を使用することは望ましくない。企業の特質を明らかにするためには、企業目的に目を向けるよりも、営利の仕組みに基づいてどのように企業の活動がなされているかに目を向けるべきなのである。つまり、企業活動を規定する要因を探るべきあり、その要因の一つが営利の仕組みなのである²³⁾。

それでは、企業における営利の仕組みとは一体どのようなものであろうか。それは、企業における出資（所有）—管理—分配の仕組みから導き出されるといえよう。すなわち、企業の出資や所有の形態、管理の形態、分配の形態がどのようなものであるかによって、企業の活動はおのずと規定されるのである。従来の企業論においては、とりわけ出資（所有）の仕組みに注意を払うものが多いが、このことは、出資（所有）—管理—分配の三つの仕組みのうち、出資（所有）のあり方が最も影響力のある仕組みであることによるであろう。もちろん、出資（所有）のあり方は、管理および分配の仕組みに影響を与えるものであり、三つの仕組みのうち最も影響力があることは否めない。だが、管理や分配のあり方自体が企業活動に重要な影響をも



◇企業活動を規定する二側面

- I. 基本原理を実現する仕組み: 営利の仕組み = 出資（所有）－管理－分配の仕組み
- II. 社会環境: 社会性〔科学の進歩、公共性・市民性・情報公開・情報の透明性、文化、宗教、イデオロギー、非合理性 etc.〕

◇①～④のそれぞれの範囲は国や時代によって変化する (← →)。

図1：企業活動をめぐる概念モデル

たらす例があることを見逃してはならない。例えば、非営利組織に関しては、米国の論者が指摘するように、利益非分配であることが、非営利組織の存在根拠として重視されている。また、協同組合は、先述の小松の見解にもあるように、民主主義的な運営の仕組みを有していることが、その活動に大きな影響を与えており、一つの仕組みだけに目を向けるだけでは不十分である。それぞれ相互に作用しあっており、一つの仕組みだけに目を向けるだけでは不十分である。それぞれの相互作用を認識して、出資（所有）－管理－分配の三つの仕組みが相まって企業の活動が規定されることに注意しなければならない。したがって、3.1の冒頭で提起した「②利益非分配である組織は、すべて営利を目的としない組織ということになるのであろうか」という疑問に対しては、出資（所有）や管理の仕組みにも目を向ける必要があるということが強調されるべきであろう。

ところで、企業活動を規定する要因は営利の仕組みだけではなく、社会環境によっても規定される。つまり、企業活動は、営利の仕組みと社会環境の二側面によって規定されるといえる。既存の企業目的をめぐる議論や企業活動を説明する議論は、この二側面が区別されていないことから混乱をきたしてきたといえる。営利の仕組みと社会環境の二側面が、どのように企業活動に影響を与えるかを、図1を用いて説明していくことにしよう。

図1は、株式会社の企業活動および非営利組織と協同組合の企業活動を、企業制度の比較を念頭にモデル化している。ここでの議論は、制度としての企業を抽象的かつ一般的なレベルで論じていることを断っておく。例えば、株式会社制度という場合、ここでは非営利組織や協同

組合との比較が目的なので、本来であれば国や時代によって内容に様々な違いがあるはずの株式会社制度を一般化して論じている²⁴⁾。さて、まず企業活動を規定する主要因となるのが、これまで説明してきた営利の仕組み（基本原理を実現する仕組み）であり、制度としての企業のあり方を左右する側面である（図1①）。この基本原理を実現する仕組みは、基本原理（企業制度を構築する意図）の制度化を試みたものといえる。例えば、株式会社の場合には、利潤追求という意図のために、制度として有限責任や資本の証券化などの仕組みが組み込まれる。

但し、企業活動は、営利の仕組みが貫徹するのではなく、社会環境の影響を受ける。社会環境とは、科学の進歩や公共性および文化、宗教、イデオロギーなどであり、前節において説明した「共」の視点なども含まれるといえる²⁵⁾。この側面は、論理的に説明できるものから様々な非合理的なものまで含まれるといえる。そして、この社会環境が、様々な形で企業活動を規定する。まず、社会環境に基づく様々な要求が法制度化される場合がある（図1②）。公害を規制する法律や株主代表訴訟など社会環境の変化によって企業活動が規定される例は枚挙にいとまがない。続いて、企業が自らの基本原理を実現するために社会環境に対応する場合がある（図1③：戦略的対応）。例えば、株式会社が環境問題に対応するのは、自らの基本原理である利潤追求に欠かせないという判断が働くからである。以上に説明した側面は基本原理に基づいて制度化された側面であるといえる（図1①～③）。しかし、企業の活動は制度に基づかない部分にも左右される。それは、企業を構成する人間が必ずしも制度に依拠して行動するとは限らないからである。但し、企業を構成する人間も常に社会環境の影響を受けている（図1④）。

さて、非営利組織を企業論的に考察するうえで注目されるべきことは、非営利組織が基本原理を実現する仕組み自体に社会環境を反映させようとしていることである。この点が、非営利組織および協同組合と株式会社との決定的な違いを生み出す。つまり、非営利組織や協同組合の担い手は、社会環境を主体的に反映させるために営利の仕組みを構築しようとするのである。いいかえれば、このことは、先述した公共性や使命など明確化することが困難なものを制度化する試みといえる。そして、制度化するうえでは、どのように出資（所有）一管理一分配の仕組みを構築するかということが重要になってくるのである。すなわち、社会環境を反映した活動（運動）とその活動を遂行するための事業とを統一的に実現するための仕組みを構築しようとしている点に、株式会社とは異なる非営利組織や協同組合の固有の存在根拠があるのである。そして、この仕組みをどのように構築するかを検討していくことにこそ、非営利組織を企業論的に考察することの意義がある。

だが、逆に以上の点に非営利組織の限界性・脆弱性が内在していることに注意しなければならない。すなわち、非営利組織の担い手の意図が、制度に反映されることは限らないからである。利潤追求という意図のもとで構築された株式会社制度に比べて、非営利組織や協同組合は、自らの活動の意図を制度に組み込むことが困難なのである。例えば、運動と事業の統一を目指している協同組合の場合、民主的な管理運営の仕組みなどを組み込む努力がなされているが、民

主的な管理が形骸化したり、事業に傾斜した運営がなされたりして、制度が意図どおりに機能しないことが多いのである。この問題は、前節で提起した「共」の視点の抽象的次元と具体的次元の結びつきに関する問題である。すなわち、仮に「共」の領域が明確化されたとしても、それを具現化することは困難であり、ここに非営利組織や協同組合の限界性・脆弱性が内在しているのである。また、当然のことであるが、「共」の領域や公共性、使命などの内容が明確化されないことも問題である。何を制度化するかということが明確にできないまま営利の仕組みを構築しても、その制度は有効に機能しない。だが、これらの様々な困難がありながらも、社会環境を反映するために非営利組織や協同組合は現実に活動している。その活動を支える有効な仕組みを模索しつづけることが、企業論的考察の意義であるといえよう。

ところで、このモデルを利用して非営利組織を論じることのポイントの一つとして、基本原理に基づいて制度化された活動（図1①～③）と制度に基づかない活動（図1④）を区別することがあげられる。一般的に企業が大規模化するほど、後者よりも前者が大きな割合を占めるといえる。小規模なときには、後者の占める割合が大きい。例えば、非営利組織を論じるうえで「共」の視点や使命などが強調されるのは、企業を構成する人間による人間性の発揮に目が向けられていることに基づくといえるが、このような見方は小規模な非営利組織を分析するうえでは比較的有効である。しかし、企業の規模が大きくなっていくにつれ、そのような制度に基づかない活動だけに目を向けてばかりいられなくなる。したがって、非営利組織を企業論的に考察する必要性が生じる。だが、企業が大規模化したからといって、制度に基づかない活動が行われないわけではない。例えば、株式会社によってなされる社会貢献活動や経営理念の主張は、利潤追求のために社会環境に対応している活動（戦略的活動）であるとともに、企業を構成する人間の人間性が発揮されている活動でもあるのである。但し、株式会社の営利の仕組み自体からは、社会貢献活動は生じないことには注意しておきたい。社会貢献活動は、あくまでも社会環境が影響することによってもたらされるのである。ともあれ、企業活動は、制度に基づくものと制度に基づかないものとが相まって体現する。但し、制度に基づかない活動については論理的に説明することが困難であり、企業活動の分析においては、さしあたり制度に基づく活動に焦点をあてるほうが有効であるといえよう。

ここで、このモデルの重要な概念である社会環境について説明しておきたい。社会環境は、制度化された活動と制度に基づかない活動の両面に影響を与える。だが、その内容は複雑なものであり、企業論的な分析を行う場合には、その内容を所与のものとして論ずべき性格を持つものである。あるいは、少なくとも、様々な社会環境の中から、何を論じようとしているのかを明確化しておくべきである。社会環境は、論理的な説明が可能な科学、政策決定において重要なが議論が錯綜しやすい公共性、さらには論理的な説明が困難な文化や宗教、イデオロギーなどの領域に至るまで、幅広い内容を含むものといえる。このような様々な内容を包含する社会環境を無限に記述することによっては、よりよい成果は得られない。企業をめぐる社

会環境に関しての既存の分析の問題は、その現象面を追うのみで、その現象自体の意味が問われることにあるのである。

4 おわりに

非営利組織をはじめ、様々な企業形態を分析するうえでは、各企業形態の違いの根拠となっている営利の仕組みに目を向けることが重要である。そして、その営利の仕組みとは端的にいえば出資（所有）一管理一分配の仕組みである。企業論的に考察することとは、この仕組みのあり方を探ることにある。本稿では、非営利組織を企業論的に考察することの意義を示してきたが、今後は、非営利組織の出資（所有）一管理一分配の仕組みの具体的なあり方を分析していく必要がある。その際には、既存の成果を応用することが有効である。非営利組織に関しては、先述のとおり、米国の論者が利益非分配について述べている。また、堀越芳昭によつては、株式会社や協同組合、さらには公益法人も比較の対象として、分配のあり方についての検討がなされている²⁶⁾。これらの成果をふまえて、分配面のみならず出資（所有）や管理のあり方も対象として分析を進めていくことが必要である。

ところで、本稿で提起した企業活動の概念モデルは、企業の社会的責任論や社会貢献論の問題点を明らかにするうえで有効である。さらに、従来、企業目的の変質として取り上げられてきた問題を解明するうえでも有効である。これらの問題に取り組むうえでは、企業活動を規定する二側面として提示した営利の仕組みと社会環境の区別を認識することが重要である。このことは、企業と社会との関係を論ずるうえで欠かせない視点である。本稿で提起した概念モデルを用いて企業と社会に関する問題に取り組むことは今後の重要な課題であることを銘記しておきたい。また、今後のさらなる重要な課題として、社会環境の内容を明確化していくことがあげられる。例えば、企業の社会貢献活動は、基本原理を実現するために社会環境に対応している活動（戦略的活動）と理解できる。その理解に基づくと、社会貢献活動がもたらされる根本的な原因是社会環境に求めざるをえなくなる。したがって、社会環境の内容を明確化することは、企業活動を分析するうえで欠かせぬ作業となるのである。本稿で、繰り返し強調してきたように、社会環境は、その内容が不明確で、原理的に説明することが困難である。だが、その複雑多岐にわたる内容から、論理的な説明が可能な領域を明確化していくことは重要である。この作業においては、社会学や倫理学などの分野における理論の検討が欠かせず、その成果を摂取することによって、企業活動の与件となる社会環境の内容を明確化することができよう。他方、社会環境には、非合理的なものが含まれざるをえないでの、実際の非営利組織や他の諸組織における活動などから、帰納的に社会環境のありようを明らかにすることも必要となる。この点は、今後、非営利組織活動の実証分析を通じて進めていくことにしたい。

注

- 1) Weisbrod[33]pp.22-23。また、ハンズマン (Hansmann, H.)も、失敗行動から非営利組織の存在根拠を説明している (Hansmann[29])。これら米国の非営利組織理論については、橋本[16]を参照されたい。
- 2) 但し、米国の論者においても非営利組織を「共」の視点から取り上げる例を見出すことができる。ローマン (Lohmann, R. A.)は、「共」の視点と類似したコモンズ (commons) という概念を用いて非営利組織を論じている (Lohmann[31])。
- 3) 協同組合を非営利組織とみなす議論については、橋本[17]を参照されたい。
- 4) Drucker[28]pp.168-178を参照されたい。なお、ドラッカーはサードセクター (Third Sector) という用語を用いていたこともある (Drucker[26]pp.195-206)。このように、従来とは異なる新たなセクターを指す用語には様々な例がみられるが、未だ統一した用語が使用されるに至っていない。それぞれの用語の問題点については、Salamon and Anheier[32]pp.128-129を参照されたい。また、EUの動向をふまえた議論については、注5) を参照されたい。
- 5) 社会セクターに協同組合や共済組織などを含む議論は、社会的経済 (economie sociale) の議論の影響が大きい。社会的経済は、19世紀フランスを起源とする概念であるが、近年、EUにおいて非営利部門を位置づける概念として重視されている。ところで、白石克孝は、「サードセクターとして対象となる組織については、社会的経済論とほぼ同様に考え、民間非営利組織だけでなく、協同組合なども重要な対象組織としたい」と述べているが、社会的経済という概念自体を使用してはいない。白石はその理由を「社会的経済という言葉自身が（N P Oがアメリカ的なバイアスが強くかかっているのと同様に）フランス的なバイアスが強すぎて、フランスの実状に引きずられてイメージが膨らみにくいきらいがある」と述べている。そして、「非営利であること以上に、社会的志向、社会的目的を重視してサードセクターをとらえようとするアプローチからすれば、そしてまた非営利という言葉がともすれば非営利性＝無償性と受け取られかねない日本の現状を考えれば、社会という言葉にウェイトをかけたドラッカーのネーミングがもっとも適当であろう」(白石[11]122-124頁)として、社会セクターという言葉を使用している。
- 6) 先に取り上げたドラッカーが『ポスト資本主義社会』という著作において社会セクターの重要性を主張していることも、従来の資本主義の枠組みとは異なるものとして「共」や社会セクターを位置づけようとする試みとして理解することができよう。
- 7) この点を解明する手がかりとなる理論としては、例えば、地域共同管理の主体形成について論じている中田[15]がある。
- 8) 例えば、多辺田は次のように述べている。「もちろん、コモンズを共同体的諸関係ととらえてもかまわないでのあるが、より多義的な豊かな内容をもつ概念として、将来に向けて積極的に提示したい。したがって、あえて曖昧さを含んだ（ファジーな）概念として使いたいのである」(多辺田[13] i 頁)。
- 9) 岡本[2]93頁。但し、引用の際に、岡本による傍点は省略した。
- 10) 「共」という原理自体がパラドクシカルな特徴を内包しており、扱いにくい概念であることにも注意すべきである。すなわち、「共」の重要性を主張することが、逆に「共」の特質を阻害することになるのである。以下、その理由を述べておこう。まず、「共」の原理の重要な特徴について確認しよう。ローマンは、参加の原理に関して、政府については強制 (coercive)、コモンズと市場については強制されない (uncoerced) ことをあげている (Lohmann[31]pp.59-60)。すなわち、「共」の原理は、非市場的領域を担うもののなかで、強制されないという特徴を有しているものと理解できる。したがって、「共」の原理を具現化する際に、「共」の必要性を声高に主張すると、かえって「共」の特質を損なうことになってしまうのである。

ところで、間宮陽介はコミュニタリアニズム（共同体主義）の問題点を指摘しつつ、公共性について次のように論じている。「公共的空間はコミュニタリアンが回帰をめざす共同体（家族的、宗教的、

国家的)のように、そこへの帰属に価値が置かれるような共同体とはまったく異質のものだということである。なぜなら共同体は帰属を要求される人々に先立って既にそこに在るのに対し、公共的空間は人々の活動によって絶えず創造されなければならないからである」(間宮[24]61頁)。また、公共性の衰退の過程が現代においても進行していることを指摘したうえで、「親密さの領域、自由の領域としての私的領域それ自体がさらに解体し私化しつつあるようにみえる。このような事態に対して、共同体への回帰ではなく、公共性の空間の再創造を図ることが最大の課題となるであろう」(間宮[24]63頁)と述べている。このように、間宮は共同体への回帰という現象に警鐘を鳴らしているが、このことも「共」が強制されることによって、かえって「共」の体現が阻害されることを示しているといえるであろう。すなわち、「共」の原理を体現しているともいえる共同体への帰属に価値を置くこと自体が、強制の要素が入り込むことを意味し、「共」の体現を損なうことになってしまうのである。

- 11) この点については、古沢[20]52頁の表を参照。
- 12) 政府や非営利組織によっても、市場メカニズムが損なわれる場合があるのはいうまでもない。政府の失敗やボランタリーの失敗とされる例の多くは、政府や非営利組織が情報公開を怠り、市場メカニズムを損なうことによるものといえる。
- 13) 契約の失敗から非営利組織の存在根拠を示す理論については、Hansmann[29]を参照されたい。
- 14) ジェームズ (James, E.)によると、非営利組織は、一般に宗教集団やイデオロギー集団などに基づいて組織されており、必ずしも情報の非対称性から説明することはできない (James[30] p.397)。
- 15) Drucker[27]を参照。但し、ドラッカーの使命に関する叙述は、組織がなすべきことは何かという観点、すなわち組織の目標という観点が強調されていることには注意を要する。このような観点から、使命という用語を使うことの意義と問題を明らかにすることは、非営利組織のマネジメントを考えるうえで重要であり、今後、研究を進めていく必要があるといえよう。
- 16) Salamon and Anheier[32]p.135を参照。
- 17) 例えば、富沢[14]2頁、小島[6]5頁など。
- 18) この見解は、法規定に基づくものといえる。例えば、消費生活協同組合法第9条において、組合は営利を目的としてその事業を行ってはならない、と定められている。
- 19) 資本主義の発展に伴う企業目的の変化についての諸学説については、斎藤[8]を参照されたい。
- 20) 奥村[3]244-286頁および奥村[4]208-214頁を参照されたい。
- 21) この点に関して、浜川一憲は協同組合を論ずる際に「現行の株式会社など会社組織の『改編』という問題」を組み込む必要性があることを指摘している (浜川[18]64頁)。以上の点は、非営利組織を論ずるうえでも同様であろう。
- 22) ここでは、企業論的考察の枠組みの一つとして「営利の仕組み」を提示するが、この枠組みを用いて非営利組織の企業論的考察に取り組むと、非営利組織の「営利の仕組み」という矛盾した表現が生じてしまう。しかし、このような矛盾した表現が生じてしまうそもそもの原因是、非営利組織という用語自体が抱える問題に基づくといえる。したがって、本稿では、非営利組織という用語自体が問題を抱えていることを明確化する意味合いも込め、あえて「営利の仕組み」という枠組みを使用することにする。なお、非営利組織という用語が抱える問題については、橋本[17]109-110頁を参照されたい。
- 23) なお、各企業の事業特性（事業の内容）が、営利の仕組みに影響を与えることには注意しておきたい。とりわけ、多彩な活動がなされる非営利組織を分析する際には、事業特性と営利の仕組みの関係を明らかにしていくことは重要である。事業特性と営利の仕組みの関係を類型化し、具体的に企業形態を比較検討することは重要な課題であり、稿をあらためて取り組むことにしたい。
- 24) 歴史的な変遷もふまえて、制度としての株式会社を論じたものとして、森[25]がある。
- 25) さらに、企業自体が社会環境に影響を与える場合があることには注意しておく必要がある。本稿では、この点を捨象しているが、現代社会における企業の役割の大きさを考えれば、この点の分析は非

常に重要な意味を持つ。この点に関しては、谷本[12]を参照されたい。

- 26) 堀越[21][22][23]を参照されたい。

参考文献

- [1]大島国雄『企業形態論－動態的比較論的展開－』同文館出版、1976年。
- [2]岡本仁宏「市民社会、ボランティア、政府」関西学院H.S.C.・立木茂雄編『ボランティアと市民社会－公共性は市民が紡ぎ出す－』晃洋書房、1997年、91-118頁。
- [3]奥村宏『21世紀の企業像』岩波書店、1997年。
- [4]奥村宏『株主総会』岩波書店、1998年。
- [5]国弘員人『三訂 企業形態論』泉文堂、1987年。
- [6]小島廣光『非営利組織の経営－日本のボランティア』北海道大学図書刊行会、1998年。
- [7]小松章『企業形態論』新世社、1990年。
- [8]斎藤高志『企業理論』泉文堂、1979年。
- [9]佐藤慶幸『生活世界と対話の理論』文眞堂、1991年。
- [10]佐藤慶幸『女性と協同組合の社会学－生活クラブからのメッセージ』文眞堂、1996年。
- [11]白石克孝「社会セクター台頭の意味と可能性－市民自治発展の視点から－」日本地方自治学会 編著『機関委任事務と地方自治〈地方自治叢書10〉』敬文堂、1997年、119-142頁。
- [12]谷本寛治『企業社会システム論』千倉書房、1993年。
- [13]多辯田政弘『コモンズの経済学』学陽書房、1990年。
- [14]富沢賢治「協同組合とNPO」「協同組合研究」第17巻第2号、1997年。
- [15]中田実『地域共同管理の社会学』東信堂、1993年。
- [16]橋本理「非営利組織理論の検討」『経営研究』(大阪市立大学) 第48巻第4号、1998年。
- [17]橋本理「非営利組織論からみた協同組合」『大阪市大論集』(大阪市立大学) 第90号、1998年。
- [18]浜川一憲「『現代企業形態論』試論(1)」『経営研究』(大阪市立大学) 第45巻第2号、1994年。
- [19]古沢広祐「現代の危機と協同組合運動－産直運動からみた『共』的セクターの可能性」『生活協同組合研究』1991年7月。
- [20]古沢広祐「新しい地球市民社会をどうつくるか－『共』的セクター・NGO・NPOのはたす役割」『国学院経済学』(国学院大学) 第45巻第1号、1997年。
- [21]堀越芳昭「協同組合における『不分割社会的資本』の概念－株式会社と公益組織との比較から－」『経営情報学論集』(山梨学院大学) 第1号、1995年。
- [22]堀越芳昭「各種法人における残余財産の処分と分配－不分割・類似目的処分と出資・株式基準分配－」『社会科学研究』(山梨学院大学) 第15号、1995年。
- [23]堀越芳昭「『不分割積立金』の本質と存在形態－協同組合原則・公益組織・株式会社の変革に通底するもの－」『協同の発見』第46号、1996年1月。
- [24]間宮陽介「自由と公共性」『世界』1995年4月号。
- [25]森果『株式会社制度』北海道大学図書刊行会、1985年。
- [26]Drucker, P. F., *The New Realities: In Government and Politics/ In Economics and Business/ In Society and World View*, New York, HarperCollins Publisher, 1989. (上田惇生・佐々木実智男訳『新しい現実－政府と政治、経済とビジネス、社会および世界観にいま何がおこっているか－』ダイヤモンド社、1989年)
- [27]Drucker, P. F., *Managing The Non-profit Organization*, New York, HarperCollins Publisher, 1990. (上田惇生・田代正美訳『非営利組織の経営－原理と実践－』ダイヤモンド社、1991年)
- [28]Drucker, P. F., *Post-Capitalist Society*, New York, Harper Business, 1993. (上田惇生・

佐々木実智男・田代正美訳『ポスト資本主義社会－21世紀の組織と人間はどう変わるか』ダイヤモンド社、1994年)

- [29]Hansmann, H., "Economic Theories of Nonprofit Organization," in Powell, W. (eds.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*, New Heaven, Yale University Press, 1987, pp.27-42.
- [30]James, E., "The Nonprofit Sector in Comparative Perspective," in Powell, W. (eds.) *The Nonprofit Sector: A Research Handbook*, New Heaven, Yale University Press, 1987, pp.397-415.
- [31]Lohmann, R. A., *The Commons: New Perspectives on Nonprofit Organizations and Voluntary Action*, San Francisco, Jossey-Bass Publishers, 1992.
- [32]Salamon, L. M. and Anheier, H. K. "In search of the nonprofit sector. I : The question of definitions," *Voluntas*, 3:2, 1992, pp.125-151.
- [33]Weisbrod, B. A., *The Nonprofit Economy*, Cambridge, Harvard University Press, 1989.